



2019年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 愛知銀行
代表者名 取締役頭取 矢澤 勝幸
(コード：8527、東証・名証第一部)
問合せ先 執行役員総合企画部長 吉川 浩明
(TEL. 052-251-3211)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへ利益還元を通して資本効率の向上を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 100,000株(上限) |
| | (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.92%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3億50百万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2019年5月16日～2019年8月15日 |
| (5) 取得方法 | 取引一任方式による市場買付 |

3. ご参考

2019年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 10,847,370株

自己株式 95,870株

4. 株主還元方針

収益基盤の強化に向けた内部留保を確保しつつ株主に対する還元を通して資本効率の向上を図るため、1株につき100円の年間配当を下限とし、自己株式取得についても柔軟に実施していくことを基本方針といたします。具体的には、配当金と自己株式取得合計の総還元性向30%を目処といたします。

以 上